事業者各位

総務部総務課長

建設業法改正に伴う取扱いについて

令和2年10月1日から建設業法及び建設業法施行令の一部が改正されることに 伴い、今後発注する工事について、以下のように取扱います。

記

1 主な改正内容

<監理技術者の専任義務の緩和について>

・ 改正法では、元請の専任すべき監理技術者に関し、これを補佐する者(監理 技術者補佐といいます。以下同じ。)を専任で置く場合は、元請の監理技術 者の複数現場の兼任が可能になります。

2 今後の取扱い

- ・ 監理技術者補佐の要件は以下のとおりとします。 「主任技術者の資格要件を満たす者のうち、監理技術者の職務に係る基礎的 な知識及び能力を有する者であること」
- ・ 監理技術者補佐を配置した場合、監理技術者が**兼務できる工事現場の件数は 2件まで**とします。

(具体例) 4,000 万円を超える下請契約を行う土木一式工事において、監理技術者及び監理技術者補佐を配置する場合

配置技術者	専任・兼任	資格要件
監理技術者	他工事と兼任可能 (ただし、2件まで)	監理技術者になりうる資格(一級土 木施工管理技士などの監理技術者資 格者証)を有し、かつ、監理技術者講 習を修了した者 ※必要な資格要件は従前どおり

監理技術者補佐	当該工事に専任	【令和2年10月1日以降】 主任技術者になりうる資格(二級土 木施工管理技士や10年以上の実務経 験など)を有し、かつ、一級の土木施 工管理に関する技術検定の学科試験 を合格した者 ※実地試験の合格は問いません。 【令和3年4月1日以降】 令和3年4月1日以降】 令和3年4月1日以降に実施される 技術検定を受験した者については、 上記「学科試験」は「第一次検定」と
		上記「子科試験」は「第一次検定」と します。

※具体例は「土木一式工事」で示していますが、他業種工事についても、読替えて、法令に基づき取り扱います。

3 契約書及び関連様式の改正

- (1) 守口市建設工事請負契約書について、令和2年10月1日付で改正を行います。改正契約書は令和2年10月1日以降に契約する工事案件について、 適用します。
- (2) 監理技術者補佐の制度導入に伴い、以下の関係書類を改正します。「(工事・事後審査)条件付き一般競争入札参加資格確認申請書」(Word 形式)

「(下水道工事・事後審査)条件付き一般競争入札参加資格確認申請書」 (Word形式)

「(工事)事後審査関係【シート別】」(ExceⅠ形式)

「(下水道工事) 事後審査関係【シート別】」(ExceⅠ形式)

「契約関係提出書類届 (建設工事)」(Excel形式)

※いずれの書類も、令和2年10月1日以降、市HP又は守口市電子入札・契約情報のHPから取得可。